

## 別紙

### 令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務仕様書

#### 1 事業目的

本事業は、若者の県外流出が続く状況の中で、特に若者、女性から県内企業が働く場として選ばれるよう、「多様で柔軟な働き方」の導入及び実践を支援することで、魅力ある職場づくりを促進し、企業の人材確保や定着を図ることを目的として実施するもの。

※ 多様で柔軟な働き方とは

- ・勤務時間、働く場所、雇用形態等について柔軟な選択ができる環境が整っており、働く人がそれぞれのライフスタイルや価値観に応じた働き方を選択できる環境が整っていること

#### 2 委託業務（詳細は別添1参照）

- (1) 若者や女性に選ばれる職場づくりセミナー
- (2) 個別伴走支援
- (3) 若者の働くことに対する意識・価値観の共有
- (4) 企業認定制度活用促進キャンペーン
- (5) 多様で柔軟な働き方実践モデルの更新
- (6) 上記(1)～(5)に付随する業務

#### 3 費用負担

この事業の実施に当たり、本仕様書の定めによるものを除き、事業参加企業等から一切の経費は求めないものとする。

#### 4 県内経済団体との事業連携について

業務の実施にあたっては、集客、実践企業の掘り起こし、成果や実績の周知・広報を始めとしたさまざまな場面で県内経済団体の実施する事業と効果的な連携を図り、相乗的な効果及び県内企業への取組の波及を見込めるようにすること。

#### 5 成果品

委託業務完了後に下記成果品を作成し、令和9年3月31日までに県に提出すること。

- ・実績報告書 一式（電子媒体）
- ・多様で柔軟な働き方実践モデル（更新版） 一式（電子媒体）

#### 6 その他

##### (1) 実施体制

- ・受託者は、本事業を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

- ・ 本事業の全体責任者として、業務の進捗管理、企画運営、県や他の関係機関との連絡調整等を行う者を1名選任すること。
- ・ 本事業を実施するにあたり必要な知識及び経験をもつ人員を配置し、組織体制を構築すること。

## **(2) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ**

本事業の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。

## **(3) 著作権等**

- ・ 本事業の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は県に帰属するものとし、その利用及び再編集は県において自由に行うことができるものとする。
- ・ 本事業の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

## **(4) その他**

- ・ 委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、セミナーに参加または登壇する国・県・市町村等職員の旅費および国・県・市町村等が行う広報等に係る経費を除く。
- ・ 本事業の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら進めること。
- ・ 県が必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告すること。
- ・ 本仕様書に定めがない事項及び仕様について生じた疑義については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・ 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、県から提供された資料等及び県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写や複製をしてはならない。また、業務履行後は、県から提供された資料等を速やかに県に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはいけないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、甲の許可を受けて、情報を復元できないよう消去を行わなければならない。

#### (機器等の取扱)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

#### (従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

#### (異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 乙は、情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 乙は、情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合および外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

#### (法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）

#### (実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。